

第2回臨時会 5月8日

この議会では、条例の一部改正、補正予算について審議され、いずれも可決されました。

飛島村後期高齢者医療に関する条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る事務を行います。

(全員賛成で可決)

飛島村国民健康保険条例の一部改正

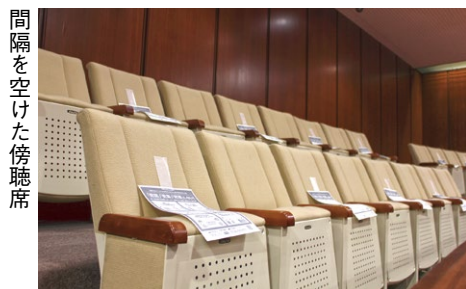
新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を行います。

質疑

問 一日当たりの最高額は規定されているか。

答 健康保険法の基準である標準報酬額の3万円ほどが限度額となる。

(全員賛成で可決)



間隔を空けた傍聴席

補正予算

一般会計(第1号)

新型コロナウイルス感染症に関する各事業に係る増額をします。

主な内容

歳入

- ・ 特別定額給付金給付事業費補助金
- ・ 4億8450万円増額
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業費補助金
- ・ 1763万6千円増額
- ・ 財政調整基金繰入金
- ・ 4645万3千円増額

歳出

- ・ 特別定額給付金
- ・ 4億8450万円増額
- ・ 緊急経済対策信用保証料
- ・ 1170万円増額
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策協力金(愛知県分と飛島村分合わせて)
- ・ 4250万円増額

質疑

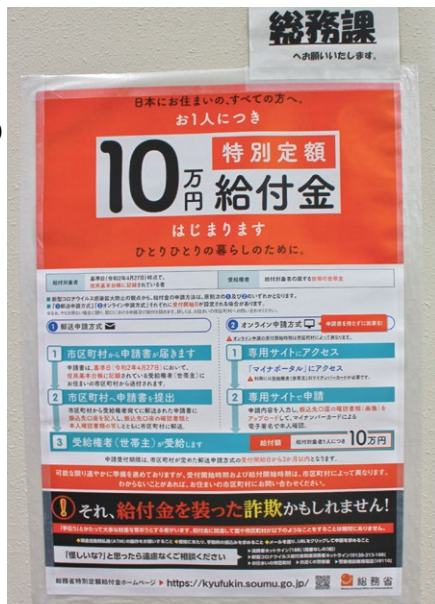
問 子育て世帯臨時特別給付金の村独自分は特別給付の受給者も対象にならないのか。

答 国の制度にのっとって支給する。

問 休業した企業に対する協力金の対象件数はどのくらいか、現在の申請数は。

答 近隣の情報をいただきながら対応できるようにする。

(全員賛成で可決)



住民1人に10万円の特別定額給付金が支給されました

国民健康保険特別会計(第1号)

新型コロナウイルス感染症に感染した場合に支給する傷病手当金のため増額します。

(全員賛成で可決)

第2回臨時会 補正予算一覧

会計名	補正額	補正後の額
一般会計(第1号)	5億6,341万8千円	51億9,341万8千円
国民健康保険(第1号)	200万円	4億9,700万円